

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に過る  
たるときは、  
翌日の翌日)

## ◇ 告 示 生活保護法による施術機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたとみなされるもの

保険医の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

騒音規制法による規制地域及び規制基準

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定

指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域等の指定

解除予定の保安林(二件)

遊漁規則の変更の認可

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良事業の工事の完了(二件)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

土地区画整理事業の終了の認可(二件)

◇ 教育委規 則鳥取県立養護学校学則の一部改正する規則

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
羽田整骨院	米子市道笑町三一〇一	昭和五十年四月二十八日

### 鳥取県告示第四百七十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百

六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	昭和五十年五月二十二日
野坂歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二	一日
音田歯科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	"

鳥取県告示集四百七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
野坂歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二	全国	昭和五十年五月一日
音田歯科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	"	"
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	"	二十二日

鳥取県告示第四百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、九五〇号	尾崎 彰	昭和五十年四月三十日
" 第一、九五二号	日野原 徹	" 五月十二日

鳥取県告示第四百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
日野原 徹	鳥医第一、九五二号	昭和五十年五月十二日

鳥取県告示第四百七十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定した年月日	昭和五十年五月二十六日	名 称	有限会社 木下薬局	所 在 地	米子市西倉吉町五七
"	"	有限会社 稲田松太郎薬局	"	紺屋町一	"
"	"	米子薬局	"	茶町六五	"
"	"	東 薬 局	"	彦名町四二三三	"
"	"	今 井 薬 局	"	境港市佐妻神町一二六一	"
"	"	赤山薬局境港店	"	上道町一八五五	"

鳥取県告示第四百七十六号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに特定工場等において発

生する騒音についての規制基準を定めたので、同法第三条第三項及び同法第四条第三項において準用する同法第三条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和五十年五月三十日から施行する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

倉吉市及び境港市の区域のうち別図に示す地域

二 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第一種区域	別図において緑色で表示した区域 五十ホン	午前八時から 午後七時まで 午前八時から 午後七時まで 四十五ホン	午後十時から 翌日の午前六時まで 四十五ホン
第二種区域	別図において黄色で表示した区域 六十ホン	六十ホン	四十五ホン
第三種区域	別図において赤色で表示した区域 六十五ホン	六十五ホン	五十ホン
第四種区域	別図において青色で表示した区域 七十ホン	七十ホン	六十五ホン

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十七号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年

厚生省建設省告示第一号)別表第一号に規定する知事が指定した区域として次の区域を指定したので、告示する。

この告示は、昭和五十年五月三十日から施行する。  
昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 昭和五十年五月鳥取県告示第四百七十六号(以下「告示第四百七十六号」という。)において第一種区域、第二種区域又は第三種区域とされた区域

二 告示第四百七十六号において第四種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 おおむね八十メートル以内の区域

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
- (二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所
- (三) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (四) 図書館法(昭和二十五年法律第一百八十八号)第二条第一項に規定する図書館
- (五) 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホーム

鳥取県告示第四百七十八号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(昭和四十六年総理府・厚生省令第三号)本則の備考の1に規定する知事が定めた区域及び同本則の備考の3に規定する知事が定めた時間として次の区域及び時間を定めたので、告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

第一種区域 昭和五十年五月 鳥取県告示第四百七十六号(以下「告示第四百七十六号」という。)において第一種区域とされた区域

第二種区域 告示第四百七十六号において第二種区域とされた区域  
第三種区域 告示第四百七十六号において第三種区域とされた区域  
第四種区域 告示第四百七十六号において第四種区域とされた区域

二 時間

昼間 午前八時から午後七時まで  
朝 午前六時から午前八時まで  
夕 午後七時から午後十時まで  
夜間 午後十時から翌日の午前六時まで

鳥取県告示第四百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字下モ之段三八二の一〇、字三王原三八八の四、三八八の五

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町生山字神倉山二六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二六三の二、二六三の三、二六三の四、二六三の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

鳥取県八頭郡河原町大字河原一三三番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第一号

三 認可に係る変更の内容

遊漁規則第三条第二項中「流し釣（しわざ）漁法」を「投網漁法」に、「十四日間」を「五日間」に改めること。

四 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十年六月一日

鳥取県告示第四百八十二号

昭和五十年三月二十日付で東伯郡東伯町大字中尾一六六番地前田正二ほか十九人の者から申請のあつた東伯町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年五月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十三号

昭和五十年五月七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（野町地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十四号

昭和五十年五月七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（峰寺地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十五号

昭和五十年四月二十三日付けで八東町から申請のあつた土地改良（南地

区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第四百八十六号**

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(海川地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年五月二十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第四百八十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、西伯町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

坂根地区農道舗装事業

福成地区農業用排水事業

入蔵地区農道整備事業

工 事 完 了 年 月 日

昭和五十年一月二十日

昭和五十年三月二十五日

昭和五十年三月二十五日

**鳥取県告示第四百八十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、名和町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

倉谷地区農道整備事業

豊成地区農業用排水事業

工 事 完 了 年 月 日

昭和五十年三月二十日

昭和五十年三月二十日

鳥取県告示第四百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、新井土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

- 岩美郡岩美町浦富一〇三三番地二 岩美町農業協同組合
  - 岩美郡岩美町新井二〇三番地 稲田 ちゑ子
  - 岩美郡岩美町新井二四五番地三 尾崎 一夫
  - 岩美郡岩美町新井一七五番地 渡辺 国義
  - 岩美郡岩美町新井二六〇番地 村上 敏三
  - 岩美郡岩美町新井二六四番地 河崎 成吉
  - 岩美郡岩美町新井二七四番地 小山 政雄
  - 岩美郡岩美町新井二五八番地 早瀬 秀雄
  - 岩美郡岩美町岩常二七三番地 宮本 亀男
  - 岩美郡岩美町新井一八二番地三 横山 実造
  - 岩美郡岩美町新井二三一番地三 河崎 文男
  - 岩美郡岩美町新井二六〇番地 村上 愛子
- 二 事業施行期間  
昭和四十八年十二月二十五日から昭和五十年八月三十一日まで
- 三 施行地区

岩美郡岩美町新井字肱曲、字下棚田及び字棚田の各一部

四 土地区画整理事業の名称  
新井土地区画整理事業

五 事務所の所在地

岩美郡岩美町浦富一〇三三番地二 岩美町農業協同組合

六 施行認可の年月日

昭和四十八年十二月十八日

七 変更認可の年月日

昭和五十年五月二十六日

鳥取県告示第四百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、倉吉市上井団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十一年四月十二日から昭和四十二年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市小田字下河原の一部



四 土地区画整理事業の名称  
倉吉市上井団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十一年三月二十五日

六 終了認可の年月日

昭和五十年五月二十六日

鳥取県告示第四百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百九十九号)第十三条第一項の規定に基づき、倉吉市東鴨土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

共栄土地

二 事業施行期間

昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年七月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市東鴨字城の腰、字東畑、字前奥津以、字中奥津及び字ヒハガ

谷の各一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市東鴨土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十八年十一月十三日

六 終了認可の年月日

昭和五十年五月二十六日

教育委員会規則

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立養護学校学則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立鳥取養護学校	
小学部	六年
中学部	三年
小学部	三〇人
中学部	一五人
鳥取	

市古方温泉三丁目七〇一

を

鳥取県立鳥取養護学校	
小学部	六年
中学部	三年
小学部	三〇人
中学部	一五人
鳥取	

三〇人

鳥取市江津七三〇

一五人

に改める。

趣 旨  
この規則は、公布の日から施行する。

### 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和50年5月30日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

#### 1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和50年6月19日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、八橋、境港、溝口及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者
昭和50年6月25日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管内に居住する者

#### 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

#### 3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間  
猟銃及び空気銃の使用保管等の取扱い 1時間

#### 4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

#### 5 受講の申込み

所定の受講申込書を、受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

#### 6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印